

公法系第1問

第1 知る自由（憲法21条1項）

1. 憲法21条1項は「一切の表現の自由」を保障し、~~する。~~人が情報等に接し、摂取する機会は、個人の人格の形成及び情報の自由な伝達のために必要だからであるから、知る自由は憲法21条1項の派生原理として保障される。本件では、本条例（以下省略）8条3項より、18歳未満の青少年が規制図書類の購入等ができなくなりなっており、青少年の知る自由が制約されている。よって、8条3項が青少年の知る自由を侵害するかが問題となる。

2. 規制の対象の明確性

表現の自由は委縮しやすく、~~よ。~~そして、15条は違反者への罰則を設けて、~~いる。~~そのため、規制の対象が明確であることを要する。そこで、通常の判断能力を有する一般人を基準に、具体的場合に行為がその適用を受けるかどうかの判断が可能であることが基準から読み取れるかどうかにより、合憲かを判断する。

7条は、規制対象となる画像等につき、~~い。~~「衣服の全部又は一部を着けない者の卑わいな姿態」や「殊更に性的感情を刺激する」などの表現を用い、これにあたるものが自動的に規制の対象となりになるよう定めている。これらの表現は、~~、~~抽象的な文言で用いられており、具体的にどのような画像等が対象となるのが明らかではなく、~~よ。~~

したがって、一般人を基準に、具体的な行為が適用を受けるかどうかの判断が可能といえず可能なほど明確であるとは言えず、違憲である。

3. 青少年の知る自由の制約

(1)知る自由は憲法上保障されるが、「公共の福祉」（憲法13条後段）のに基づく一定の制約を受け、る。本条例により青少年は規制図書類の入手が一切できなくなるから規制は強く、強い。~~そして、~~本条例は、性的表現という表現の内容へのに着目してなされる規制であるから、内容規制だからにあたる。そのため、違憲かどうかの判断には、厳格な基準を要するようにも思われる審査を要するとの反論もありうるが、。しかし、性的表現に対する規制は低価値表現規制であり、高価値表現規制ほどの厳格な基準を要せず、要しない。加えて、青少年は精神的に未熟であるから、制約による保護の必要性が強く、成年の知る自由と同等に保護されるとは言えず、成人の表現の自由に対する規制ほどの厳格な基準は要せず必要ではない。よって、目的が重要で、手段と目的との間に実質的関連性があれば、合憲である。

コメントの追加 [A1]: 検察修習などで直されますが、ここは、ひらがなの「いえず」が正しいように思います。

そのほかの部分でも「言える」という言葉が多数でありますが、「いえる」が正しいと思います。「言う」と漢字にするのは発言するという意味のときに限られるように思います。

以下の URL もご参照ください。

<http://www.xn-->

[w8jz01hk5ap9c448avia10fa.com/entry370.html](http://www8jz01hk5ap9c448avia10fa.com/entry370.html)

(2) ~~本条例の~~目的は、青少年の健全な育成や善良かつ健全な市民生活の保護等などである（1条）で、~~これらの目的は、市民の生活環境等を保護しようとするものであり、また、子育て世帯が多い自治会の要望等など、市民の声を踏まえ、た~~たものでもあるから、正当性なものであるがある。そして、

週刊誌などの出版物等に性的な画像が掲載され、~~それらが市民の~~が日用品購入のために日常的に利用するする店舗で販売されていることから、そのような出版物について規制の必要性が強いある。また、店舗によっては、取扱いをやめる動きもあるものの、一部にとどまり~~っていることから~~、条例による一律の規制の必要が強いあると言える。よって、規制の目的は重要である。

(3) 8条3項でより、青少年は規制図書類の購入等が一切できずきなくなるため、青少年の知る自由に対する制約は強いが、~~。しかし、青少年は成長途上であり、パターナリズム~~サステオックな介入によるによる保護を要しの必要性は否定できず、規制図書類が購入できずともないとしても、やむを得ない。よって、実質的関連性がある。

これに対し、反論として、本条例の規制対象である規制図書類の範囲は、刑法 175 条の処罰対象である「わいせつ」な文書等よりも規制の範囲が広く、また、絵による描写も規制対象だからとしていることから、規制が強く、実質的関連性がある範囲を超えているとの主張が考えられる。~~なしとの反論がありうる。~~

しかし、頒布等が犯罪でなくにあたらな、刑法の処罰のない対象ではない表現物だからであるからこそ、条例でによる規制の必要がありと言え、また、絵による描写は、子どもが安易に接触しやすく、規制が必要であると言える。よって、であり目的と手段の間に実質的関連性がある。

(4) したがって、合憲である。

4. 成人の知る自由の制約

(1) 前述のように、憲法 21 条 1 項は知る自由を保障し、する。本条例でにより、規制図書類の購入手段が限定されるなどしているから、成人の知る自由が制約されている。そのため、憲法 21 条 1 項を侵害しないかが問題となる。

本件は内容規制であり、成人の知る自由を制約するがものではあるものの、成人に対する制約はあくまで購入の手段が制限されるにすぎない。そのため、~~ず~~、目的が正当であり、手段と目的の間に合理的関連性があるかどうかで判断する。

(2) 前述のように、青少年の健全な育成等の目的は正当性がある。

成年は、これまで購入できたきでいた店舗の一部でにおいて規制図書類の購入ができずきなくなっており、知る自由が制約されれている。しかし、市内でにおいて規制図書類が一切購入できないというわけではなく、あくまで購入の手段が限定されてい

るだけでるに過ぎない。~~。そのため、~~制約は目的達成の必要限度に限られるために附随
して生じる範囲に限られており、~~合理的関連性がある~~ないとはいえない。

(3) によって、合憲である。

第2 職業活動の自由（憲法 22 条 1 項）

1. 憲法 22 条 1 項は職業の自由を保障し、ている。~~職業の開始等~~継続~~廃止といっ~~
たの狭義の職業選択の自由のみならず、これに不可欠な職業活動の態様内容のや態様
の自由も保障するされる。8 条 1 項と及び2 項により、~~一定の条件を~~満たす店舗は、
規制図書類の販売ができなくなっており、また、規制図書類の販売ができる店舗で
ついで、3 項と及び4 項でにより、販売相手や陳列等の方法が制約されされてい、
る。~~そのため、8 条各項でにより、職業活動の態様内容や態様が制約されている。そ~~
~~のため、8 条各項が憲法 22 条 1 項を侵害しないかが問題となる。~~

2. 職業の自由のに対する制約は、「公共の福祉」（憲法 22 条 1 項）により一定の制約
を受け、ける。本条例は、~~青少年の健全な育成等を目的としする。それは、職業活動~~
~~が社会公共にもたらす弊害を防止するための消極的目的でありある、専門技術的な判~~
~~断等を要するものではないが、。しかし、職業活動のの内容、態様に対する制約であ~~
~~り、狭義の職業選択の自由の制約よりも、制約の程度は弱くは、。そのため、目的が重~~
~~要であり、手段と目的との間で実質的関連性を有すると言える場合~~にはは、合憲と言
えると考える。

3. 前述のように、本条例にによる規制は青少年の健全な育成等を目的としており、そ
の目的は重要である。

次に、手段はについて、本条例でによる規制は、大きく分けて4 種類の規制があり
設けられており（8 条各項）、~~また、~~性的玩具類の販売や映画館での成人向け映画の上
映など、既に規制対象のとなつているものや専門店舗で販売のされると考えられるも
のを対象から除外しているから、規制の範囲を目的達成に必要な範囲に限定される七
ていることが窺われる。8 条のによる具体的な規制については、後述のように、目的
との間に実質的関連性があると言える。

4. ~~まず、~~8 条 1 項はについて、日用品等販売店舗にて規制図書類の販売を許すと、
青少年やそれを目にしたくないすることを望まない市民のが規制図書への類に接触す
ることは避け得ずは避けられず、規制の目的が達成されない。~~そのため、8 条 1 項よ~~
~~り、日用品類販売店舗の販売を禁止することは、目的との間に実質的関連性がある。~~
これに対し、市内の小売店のうち8 割が日用品等の販売店舗であり、~~その~~4 分の 1 の
店舗が規制図書類を販売しているから、8 条 1 項による規制の範囲が小さいとは言え
ず、実質的関連性が認められる範囲を超えるとの反論があり得る考えられる。しか

コメントの追加 [A2]: このように、ひらがなにするのが公用文では正しいとされています。

し、日用品等販売店舗における規制図書類の売り上げは微々たるものであり、書店等の影響が大きい店舗は8条1項の規制対象とならなく、こととされている。そのため、規制による不利益は小さい。また、規制図書類販売自体による集客力が大きく影響が大きいという反論もあり得るが、もあり得るが、書店等と異なり、日常生活のために利用する店舗でのにおける集客力の大きさに疑問があり、不利益が大きいとまでは認められない。よって、8条1項の規制は目的との間に実質的に関する連性がある範囲にとどまると言える。

5. 次に、8条2項は、小学校等の敷地から200メートルの範囲を規制範囲としており、児童等が頻繁に行き来する範囲について規制を求める市民の声を受けて、青少年の健全な育成のためという観点から規制を要するが求められる範囲に限定して販売等を禁止していることから、制約は小さい。実際の規制区域についても、市全体の20%程度、市内の商業地域の30%程度と限定されており、規制図書類の販売等を行う店舗は約150店舗にとどまり、また、規制図書類の売り上げの割合が20%を超える店舗はわずか10店舗であるから、制約による影響が大きいとまでは言えない。よって、目的達成に必要な範囲に規制が限定されており、手段と目的の間に実質的関連性がある。

これに対し、これまで規制図書類を販売してきた店舗であっても販売が禁止されるのは不利益が大きく、実質的関連性が認められる範囲を超えているとの反論が考えられる。しかし、青少年の健全な育成という観点から、青少年が立ち入りやすい可能性の高い学校周辺の地域における規制の必要が高くあることは否定できず、また、それが市民の要望そのものでもあり、ることからすると、これまで通り営業ができないとしてもやむを得ないと言える。また、前述のように規制区域が限定されており、また、条例の施行まで6か月のという猶予があり設けられている（本条例附則1条）から、規制図書類を販売したいとき場合には店舗を移転することもできる。よって、8条2項は、実質的関連性がある範囲を超えているとは言えない。

6. そして、8条4項は、規制図書類陳列へのにあたる隔壁等の措置を定め、それを充たさずことで規制図書類の販売がすることは可能になるため、制約の程度は小さく、目的との間に実質的に関連する性がある範囲に限定されているとされる。

これに対し、規制図書類隔離のために内装工事を要し等が必要な場合があり、不利益が大きいとの反論が考えられるが、しかし、青少年や一般市民のが利用するであろう書店等において規制図書類に接触しないための対策を要しが必要であることは否定できず、また、隔離さえすれば販売等が可能なのであるから、だから不利益が大き

いとまでは言えない。よって、8 条 4 項は目的にとの間で実質的に関連する。性があると言える。

7. また、8 条各項につきの規制について、9 条でにおいて、8 条の違反者について
改善命令や業務停止命令ができ、を定めるのみならず、15 条にて刑事罰もありまで定
められていることから、規制の程度が強いとの反論が考えられる。しかし、が、15 条
の定める法定刑は 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に限定されていることから、
規制が強いとまでは言えず、前述の各項の実質的関連性を否定する根拠とはならない。

8. 以上により、本条例 8 条は、目的が重要であり、手段と目的との間で実質的関連性があるから、合憲である。

以上